

審 査 基 準

令和2年3月23日作成

法 令 名	古物営業法
根 拠 条 項	第5条第4項
処 分 の 概 要	許可証の再交付
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	・ 古物営業法施行規則第4条第1項、第2項（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	5日
申 請 先	申請書は、あなたの営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。）の所在地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	